

津別町森林整備計画書

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 13 年 3 月 31 日

(令和 5 年 3 月 17 日 変更)

北海道津別町

【変更の理由】

地域森林計画に適合させるための変更

【変更の内容】

森林の現況に合わせた面積の変更

森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策に係る計画の変更

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に係る計画の変更

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に係る計画の変更

その他記述の変更・追加

別表 1、2、3 面積の変更、対象林小班の変更

【変更計画が有効となる年月日】

令和5年4月1日



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	6

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3 その他必要な事項	8

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	14
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
5 その他必要な事項	16

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
2 保育の種類別の標準的な方法	17
3 その他必要な事項	18

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	21
3 その他必要な事項	23

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	25
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	25
5 その他必要な事項	25

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	26

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4 その他必要な事項	26
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3 作業路網の整備に関する事項	28
4 その他必要な事項	29
第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	30
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	30
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
4 その他必要な事項	32

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
2 その他必要な事項	33
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法	34
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	34
3 林野火災の予防の方法	35
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	35
5 その他必要な事項	35

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	36
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	36
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	36
4 その他必要な事項	36

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	37
2 生活環境の整備に関する事項	37
3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	37
4 森林の総合利用の推進に関する事項	37
5 住民参加による森林の整備に関する事項	38
6 その他必要な事項	39

別表 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域……………	4 3
別表 2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域……………	4 7
別表 3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在……………	5 7
別表 4	鳥獣害防止森林の区域……………	6 0

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

- ① 当町は北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の東南部にあって、東西37.2km、南北34.1km、716.80km²の広汎な町域を有しています。町境を弟子屈町（東）、美幌町（北東）、陸別町、足寄町（南西）、釧路市（南）、訓子府町（西）、北見市（北西）の2市5町に接しています。
- ② 当町の総面積71,680haのうち、森林面積は61,361haで総面積の86%となっており、国有林、道有林、一般民有林で占められています。そのうち民有林(道有林・一般民有林)の総面積は33,695haであり、その内訳は道有林24,764ha、一般民有林8,931haとなっています。国有林、道有林、町有林、一部の私有林ではSGECの森林認証を受けています。
- ③ カラマツ及びトドマツを主体とした町内民有林の人工林面積は13,580haで人工林率は40%と全道平均より高くなっています。町内民有林の人工林のうち3,102haがⅦ齢級以下で適正な保育、間伐が必要な林分であるとともに、特にⅥ齢級以上の林分については、今後は生産目標にあった間伐を適正に実施していくことが重要です。
- ④ 活汲、東岡、最上、共和、双葉、木樋、二又などの地区は、戦後カラマツを主体とした造林が盛んに行われ、民有林の人工林率が60%以上（最上、木樋、二又地区は道有林を除いた一般民有林における割合）と高いことから、今後は生産目標に見あった施業を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分については、確実に更新を図り、地域の林業生産活動の活性化と齢級構成の平準化を図ることが重要です。
- ⑤ 美都、上里、恩根、大昭、沼沢、布川、相生などの地区は、民有林における天然林の構成比率が上記地区よりも比較的高いことから、上記施業を行うことはもちろんですが、既存の天然林は極力皆伐をさけ、優良広葉樹林に誘導するための施業を実施することに努めることが重要です。
- ⑥ 上里地区の一部においては、森林の持つ多くの機能を活用するため国有林より自然環境に優れた森林を取得し、記念植樹の森、野鳥の森等の整備を行っていますが、今後も森林とのふれあいの場としての活用を図るため、森林の整備に努めることが必要です。
- ⑦ 当町では、豊かな森林資源を背景に、平成19年にバイオマスタウン構想、平成25年に津別町森林バイオマス熱電利用構想が策定されました。木質ペレットの生産等、間伐等の施業の際に発生する林地未利用材を木質バイオマスエネルギーとして活用し、二酸化炭素の削減と森林の育成による二酸化炭素の吸収など、環境に配慮した取組みを行っています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、これらを踏まえて森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能又は土壤保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐等を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性 保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一緒にとなって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	生物多様性の保全や保健・レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 なお、史跡、名勝や天然記念物などと一緒にとなって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生動物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区域に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区 分	施 業 方 法	対 象 と す る 森 林
育成単層林施業	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林

天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林
--------	--------------------------------	--

(3) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構成とすることを基本とします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
- ④ 人工林資源の平準化を図るため、計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組めます。

資源の平準化に当たっては、津別町森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって当町における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の減少・高齢化の中で、労働条件の軽減や施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者と連携しながら、森林経営の受委託や林地流動化による経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、林業の機械化、効率的な作業システムの普及、道産材の流通・加工体制の整備、森林バイオマスの有効利用等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

当町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均生長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

樹 種		標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	6 0
	トドマツ	4 0
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	3 0
	その他針葉樹	4 0
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	3 0
	その他広葉樹	4 0
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	6 0
	〃 広葉樹	8 0
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	2 5

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- （１） 立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機

能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関する留意事項

多様な木材需要に対応し、適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等を取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

- ① 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。
- ② 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ③ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - a 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- ④ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- ⑤ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- ⑥ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

当地域のカラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、植栽時にはカラマツやクリーンラーチを含むグイマツ雑種F1を積極的に選択し、優良な苗木の確保・購入に努めることとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は当町の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林・山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木^{かん}地等への植栽を積極的に行うものとします。

- b 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。
- c 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。
- d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立の方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したグイマツ雑種F 1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

- e 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽時期が延長できることから、第2の(2)の(ア)のcの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

[植栽本数]

単位：本/ha

仕立ての方法		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広 葉 樹
植栽本数	密 仕 立 て	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	3, 5 0 0
	中庸仕立て	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 5 0 0
	疎 仕 立 て	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を越えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と又は当町の林務担当部局相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

〔植栽時期〕

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	4 月初旬～6 月上旬
	カラマツ、その他	4 月初旬～6 月下旬
秋 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	9 月上旬～11 月上旬
	カラマツ、その他	9 月下旬～11 月下旬

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を確保するものします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとしします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

当町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

本計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/ha とすると

$$2,000 \times 30\% = 600$$

となり、カラマツはおおむね600本/ha 以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど	天然下種更新
	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど	ぼう芽更新

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新すべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数 (注6)} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく生長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期生長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森

林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案して定めます。

- ① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

[植栽によらなければ更新が困難な森林の所在]

森 林 の 区 域		
	別表3のとおり	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づき届出をせずに立木を伐採し、さらに引き続き届出をせずに伐採したとき、又は伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれ等があると認められるときは、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることとします。

なお、造林の対象樹種等については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」による。

5 その他必要な事項

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- ② 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	24	32	41	—	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：9年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	32	42	—	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	21	28	35	44	55	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「カラマツ人工林施業の手引き(北海道立

林業試験場発行)」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林
施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」及び「アカエゾマツ人工林
施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する
こと。

ウ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械での作業
に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進するこ
ととします。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成
を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法に
より行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により
判断するものとします。

イ 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成
長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を
図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であって
も、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは
保残し育成することとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつ
る類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の
繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	①	①	①					△	
	秋		②	②	①	①					△
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾ マツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①
樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

	植栽										
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春		△								
	秋			△							
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツにはグイマツとの交配種を含み、アカエゾマツにはエゾマツを含む。

注2) ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全是、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。

その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や希少な野生生物が生育・生息する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全機能の発揮を期待する森林については、野生生物の生息や希少な植生の分布地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点

から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。それぞれの森林の区域及び施業方法については次のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法 【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング^(注1)】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法
水資源保全ゾーン	水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例(平成24年条例第9号)第17条の規程に基づく水資源保全地域に指	伐採面積の縮小 ^(注2) 及び伐採箇所の分散化に努めるものとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

		定される森林について、林小班単位で定める。	
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、町が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(注1) 「上乘せゾーニング」とは、森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乘せして設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積は、原則として10ヘクタールを上限として定めます。

(1) 水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

水源の涵養及び干害の防備の目的で指定されている各種制限林のほか、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林などの水源涵養機能^{かん}の高度発揮が求められている森林について、集水区域などそれぞれの森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に別表1のとおり定めます。

施業としては、下層植生や樹木の根を発達させることを基本に、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害の発生防備の目的で指定されている各種制限林のほか、山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林のうち災害発生が直接人家、人命等への被害に直結する恐れのある森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表1のとおり定めます。

施業としては、山地災害防止機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進します。山地災害機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。適切な伐採区画の形状・配置等により、伐採後の林分においても山地災害防止機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能とします。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

騒音や粉塵等の影響緩和や風・霜被害防止の目的で指定されている各種制限林のほか、住民の日常生活が営まれる地区に近い生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林を基本として、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表 1 のとおり定めます。

施業としては、生活環境保全機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進します。生活環境保全機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。適切な伐採計画の形状・配置等により、伐採後の林分においても生活環境保全機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能とします。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林を別表 2 のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

自然公園法等や風致・保健に関わる法律による指定森林及び保健文化機能の高度発揮が求められている森林を基本として、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で別表 1 のとおり定めます。

施業としては、保健・文化機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図ることを基本とし、複層林施業又は長伐期施業を積極的に推進します。保健文化機能の発揮が期待される森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。適切な伐採区画の形状・配置等により、伐採後の林分においても保健文化機能の維持確保ができる場合には長伐期施業を行うことも可能とします。いずれの場合においても皆伐に当たっては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図り、山地災害防止機能の維持を図ることとし、複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林を別表 2 のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の区域及び施業方法については次のとおり定めます。

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は原則、植栽による更新を行う。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域について、両方の機能が求められる森林に対しては重複して設定します。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるとともに、次の点に留意し施業を行うこととします。

森林の健全性の確保及び木材利用価値の向上のために、各樹種別の木材の利用目的に沿った適切な施業を行うことを基本とし、造林・保育・間伐を適切な時期に確実にを行い生産力向上を図るものとします。

また、緩傾斜地で機械作業に適した立地条件の森林については、列状間伐と併せて高性能林業機械の導入を行い、低コスト化を積極的に図るものとします。

さらに、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安として定めるものとします。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	50年	中庸仕立て	一般材生産・38cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	一般材生産・27cm

アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	一般材生産・30cm
--------	-----	-------	------------

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定されている森林について、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち町長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図ることとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、

伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認めるチミケップ湖周辺の森林について別表１のとおり定めます。

イ 施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) その他

樹種の特性や立地条件等の諸因子によっては、高齢級化へ転換できない森林もあることから、当該林木の生育状態や近隣の森林状況、また、地域の高齢級の森林から伐採された材の状態などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討することとします。

第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、３０ha以下の森林を所有する森林所有者が所有者数の９６％、面積の４５％と多くを占めます。また、当町の一般民有林の５７％は人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため森林組合その他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模の拡大を促進します。

２ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及びあっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として必要に応じて実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することと努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項を厳守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保する為の措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

道有林・町有林・一般民有林及び国有林を含めた将来における森林施業の一体化に向けた取組みを推進します。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区分	作業システム	単位 路網密度：m／ha	
		路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^(注1)	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上

急傾斜地（30°～）	架線系作業システム(注2)	20〈15〉 以上	20〈15〉 以上
------------	---------------	--------------	--------------

- 注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。
- 2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用。
- 3 急傾斜地の路網密度における括弧内の数値は、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示す。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
		スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
		フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
		スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備等と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

1) 一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	路線名	延長	箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		梅津		1				
開設	自動車道		三好沢4号		1				
拡張	自動車道 (改良)		美濃島沢支		20				幅員拡張

2) 道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	路線名	延長 (注1)	箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		二股	10.5	1	1,130	○		起点:二又 終点:沼沢
開設	自動車道	林業専用道	二股連絡	2.5	1	599	○		起点:沼沢 終点:沼沢
開設	自動車道	林業専用道	タッコブ沢	1.9	1	76	○		起点:最上 終点:最上

拡張	自動車道 (改良)		129の沢	0.1	1		○		橋りょう 改良
拡張	自動車道 (改良)		訓津	0.1	1		○		橋りょう 改良

(注1) 延長は前半5カ年の計画のみの記載

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

道が定める北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）等に基づき適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

- ① 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備に当たっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- ② 林道通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、林道等の機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
また、通行の安全を確保するため、必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- ③ 林道等の整備に当たっては、Ⅱの第1の3の(2)の⑥における森林施業と同様の取扱いに努めることとします。
- ④ 林道の開設等に当たっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類に配慮することとします。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

ア 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成につなげるため、森林整備等を林業事業体に委託して実施する際には、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」を活用します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少、高齢化の中で、生産性の向上、労働条件の軽減及び森林施業の合理化、生産コストの低減を図るためには林業の機械化は不可欠であるため、地域に

おける地形等の自然条件及び林道等の路網の整備状況等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、フェラーバンチャー
造 材		チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		ブルドーザー、グラップル、フォワーダ	ブルドーザー、グラップル、フォワーダ
造 林 保育等	地 拵	チェーンソー、刈払機、ブルドーザー	チェーンソー、刈払機、ブルドーザー、自走式草刈機、重機による草刈・破碎
	植 栽	人力	人力、ドローン
	下 刈	刈払機	刈払機、自走式草刈機、重機による草刈

(3) 林業機械化の促進方策

年間事業量の確保、機械稼働率を向上させるための共同利用及びレンタル、リース等の体制の整備に努めるとともに、操作技術が生産性に大きく影響するため技術向上を目指す必要があります。林業機械研修会等への積極的参加を推進します。

また、当町では「津別町林業労働安全衛生推進事業」により、林業事業体における労働安全装備品や林業機械等の購入に対して補助を行っており、安全で効率的な労働環境の整備を促進するとともに、林業従事者の安全意識の向上及び林業労働災害の抑制を図ります。

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

町内の人工林では利用期を迎えた林分が多いため、主伐及び間伐の計画的な実施を図るとともに、高次加工施設の整備等により木材産業の体質強化を図り、地域材の安定的な供給とその利用の促進を推進します。

地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の取り組みとして、木質ペレットの製造を行うほか、林地未利用材を収集し、チップ等に加工し販売するなど、木質バイオマスエネルギーへの活用を推進し、木材の有効活用を図ります。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月北海道策定）に即して定めた「津別町地域材利用推進方針」（平成24年4月1日施行）を踏まえ、公共建築物において木材・木製品の利用に努めます。

(1) 木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、新しい需要分野の開拓を進めるため、新たな加工技術や新製品・新デザインの開発を促進します。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

(2) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向等を踏まえ、林地未利用材の収集を促進する必要がある場合は、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

○林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			将 来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
単板製造工場	達美	160,000 m ³					
合板製造工場	達美	96,000 m ³					
木質ペレット製造施設	達美	1,000t					
木質バイオマス 流通・加工施設				達美	2,600 m ³		令和5年 4月稼働 予定

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。このため、定住拠点となる住宅、取付道路、下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及びエゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、津別町鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集

等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害について、エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ造林地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けることや、可能な場合には耐索性の高い樹種を植栽するなどの対策を行うほか、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤を散布します。

なお、当町では「愛林のまち緑資源を守る推進事業」及び「愛林のまち私有林整備事業」において、造林木を野ねずみから守るため薬剤駆除に対する助成を行っており、今後も支援を継続していきます。

鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びエゾユキウサギ等その他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

森林の保護に当たっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもと

に、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び監理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林の適正な管理と病虫害のまん延を防ぐために森林病虫害の駆除を目的とした火入れを必要とする際は、町が定める山火事予防規則等に則り火入れを実施するものとします。

- (1) 1回の火入面積は、2ヘクタールを超えることができません。
- (2) 特に町長の認めるときのほか、火入は午後3時までに終了しなければなりません。
- (3) 火入にあっては風下から、傾斜地のときは上方から、火入地の一方から順次行わなければなりません。
- (4) 火入開始後、火災警報が発せられたときは直ちに消火しなければなりません。
- (5) 火入許可を受けた後、天候その他の理由で火入の実施ができないで許可期限を満了したときは火入再許可書の交付を受けたのち、火入を行わなければなりません。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
- ② 森林の巡視に当っては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見を重点的な点検事項とします。
- ③ 自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定することとします。

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)					備 考
位置	林 小 班	合 計	人工 林	天然 林	無立木 地	その 他	
共 和	10-81, 82, 90, 91, 93, 99, 118, 129, 130, 132~134, 136~141, 143, 144	12.04	5.16	6.88			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持管理を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。
保育の方法	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画等を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本計画の達成に寄与することから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画等の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ・Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ・Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域 設定なし

2 生活環境の整備に関する事項

設定なし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

林業は当町の基幹産業であり、地域振興を推進するため、新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズに対応した加工技術や高度利用技術の開発などの木材加工の高度化や、木そのものの持つ価値や環境にやさしい機能を見出しながら道産木材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進します。

また、国や道、林業事業体と連携し、地域の森林資源の一層の活用を図るため、当町では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共施設の新築・改築において地域の森林資源の活用に努めます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

次表に記載の上里・共和・沼沢地区に所在する施設については、森林とのふれあいの場として整備が行われていることから、今後も景観等の維持に努め、適切な森林整備を行うこととします。

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
上里町民の森	上 里	宿泊施設（森の健康館） 散策路 1.8 k m			①
津別 2 1 世紀の森	共 和	実習用苗畑 野外実習展示園			②
津別 2 1 世紀の森 キャンプ場	共 和	キャンプ場 管理棟 1 棟 炊飯施設 2 棟 バーベキューハウス 1 棟 バンガロー 4 棟			③
チミケツ湖 キャンプ場	沼 沢	キャンプ場 トイレ 1 棟			④

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を行うことが必要です。

このため、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて、森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

当町においては、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

【主な取組み】

- ①町民植樹祭
- ②児童・生徒に対する「森林を含めた自然環境教育」「林業作業体験」の実施
- ③ 2 1 世紀の森エリアをフィールドとした、自然体験事業の実施

（２）上下流連携による取組みに関する事項

当町は網走川の源流に位置し、町の総面積の 8 6 % を森林が占めており、林業・林産業が基幹産業となっています。当町より下流側では農業・水産業やそれらの関連産業等が営まれており、網走川を介した上下流双方向の物質循環が地域の産業や生態系の維持につながっています。したがって、当町における森林整備に当たっては、木材生産による林業・林産業の振興に努めるだけでなく、下流域の産業や生態系に配慮し、森林の公益的機能も重視した森林の整備に努めます。

(3) その他

将来にわたって森林の整備及び保全に対する地域住民の理解を得ていくためには学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。このことから、森林に関する学習機会の確保や青少年が学ぶことのできるフィールドの整備等を関係機関と連携して推進することとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行います。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、本計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地

等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。) については、20ヘクタールを超えないこととします。

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタールを超えないこととします。

c その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタールを超えないこととします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定に

よる許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の 10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の立木の伐採は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2 ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けけないものとします。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、次のとおりとします。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の 制 限 林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の 30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が、1 ヘクタール未満のもの。 ② 森林施業計画で、皆伐として計画されたもの。

	(4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。
--	--

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水道水源である網走川上流の上里地区は、水資源の涵養^{かん}の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとします。